

品川区建築審査会傍聴規程

昭和59年5月9日 品川区建築審査会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、品川区建築審査会条例(昭和58年3月品川区条例第18号)第12条の規定に基づき、品川区建築審査会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の入場)

第2条 傍聴人は、別記様式による傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い入場、着席しなければならない。

2 議長は、先着順に入場した傍聴人が傍聴席の定員に達したときは、入場を制限することができる。ただし、議長は事情により抽せんその他の方法で傍聴人を決定することができる。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用または所持している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を所持している者。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者はこの限りでない。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音の禁止)

第5条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、または録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

(議長等の指示)

第6条 議長は、会議場の秩序の維持および円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、または係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 議長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、議長が退場を命じたとき。

付 則

この規程は、昭和59年6月1日から施行する。

別記様式

傍 聴 人 名 簿

番 号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		